

## 新型コロナウイルスワクチン接種及び経済復興等に係る意見書

昨年続く2回目の緊急事態宣言が解除されたが、新型コロナウイルス感染症の完全な終息には、感染拡大防止に対する国民の理解と速やかな全国民へのワクチン接種が重要であると考えている。そのため、各自治体においては、国や都道府県からの情報を元に接種体制の構築を最優先の取組として全力で進めているところである。

一方、緊急事態宣言が長期間にわたり発令された中で、地域経済への影響は大きく、飲食業、観光業、交通事業者のみならず、一次産業から三次産業まで幅広い業種の事業者にとって厳しい状況が続き、廃業を選択する中小事業者も多く現れている。

安心安全な日常生活を早期に取り戻すため、検査体制を含む感染防止対策のさらなる充実、全国民への安全かつ円滑なワクチン接種、速やかな経済復興施策の実施に係る次の事項について、強く要望する。

### 【安全かつ円滑なワクチン接種に向けて】

#### 1 国によるワクチンの早期確保

新型コロナウイルスワクチンについては、国の責任において海外からの調達及び国内製造を含めて、必要十分なワクチンの確保と自治体への供給に努めること。

#### 2 自治体との円滑な情報共有

自治体の役割としてワクチン接種を行うにあたり、効果的効率的な手法や副反応情報など、必要な具体的情報の共有を円滑に行うこと。

#### 3 国民への情報の周知

ワクチン接種の有効性をはじめ、副反応、接種に関わる詳細情報について、一人でも多く接種を希望し、集団免疫の獲得に向けて、その必要性を広く国民に周知するとともに、自治体等が設置する相談窓口に必要な情報を速やかに提供すること。

#### 4 国負担による接種及び自治体への財政措置

新型コロナウイルス感染症を完全に終息させるため、国による大胆な資金投入を行い、希望する全国民にワクチン接種が行き渡るまでの間、ワクチン接種体制確保事業費国庫補助金など、自治体が安心してワクチン接種体制づくりが維持確保できる十分な財政措置を行うこと。

また、ワクチン接種後においても、副反応やアナフィラキシーショック等が発生したワクチン接種者に対するアフターフォローやその支援を国の責任において行うこと。

あわせて、診療所等による個別接種を行う場合にあっては、通常診療等への影響や医療リスクを負うこととなることから、協力金等による診療所への負担軽減を図ること。

#### 【新たな新型コロナウイルス変異株への対応について】

##### 5 新型コロナウイルス変異株の感染拡大に対する措置

世界各地において新型コロナウイルスの変異株が発生し、国内においても感染力が強いとされる変異株が拡大している。その変異株に対する検査体制及び医療体制、感染防止対策等、新たな感染拡大が発生しないよう、国として万全の措置を講ずること。

#### 【地域経済の復興に向けて】

##### 6 中小企業や個人事業者等への融資・支援制度等の充実、継続的な経済対策

帝国データバンクの調査によると新型コロナウイルス関連倒産は3月24日現在、全国で1193件、特に2021年に入り、326件と急激に増加している。地域経済の疲弊は、今後も長期化すると見込まれ、中小企業や個人事業者等への融資、きめ細かな支援制度等を継続的に実施すること。

##### 7 緊急事態宣言による直接的な協力金等の制度の充実

営業自粛、時短要請に伴う補償制度について、事業の規模や売上げ、雇用人数、固定経費等、より事業者の状況に応じた制度とすること。

あわせて飲食業以外の事業者においても、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた事業者も多く、長期的な視点での補償制度の充実を図ること。

##### 8 公共交通への継続的な支援

鉄道、バス、タクシー等の市民や観光客の大切な移動手段となる公共交通については、コロナ禍において減便や運休、タクシー台数の減少となり、収益の悪化を招き、その存続も危ぶまれている。社会経済活動に重要な役割を担う地域の公共交通について、国の施策として継続的な支援を実施すること。

##### 9 国際貿易港における感染症水際対策の強化

地方都市の発展には、港が重要な役割を果たしている。国際貿易港である京都舞鶴港においても、国際フェリーや大型クルーズ船の寄港を踏まえ、港湾における感染防止の水際対策の充実強化を図ること。

【自治体への財政支援等】

10 感染症対策、経済対策等を行い、厳しい自治体への財政支援措置

ワクチン接種をはじめ、事業者への休業補償など過去に例を見ない緊急的な対策が必要とされる中、多くが国負担といえども地域の個別事情に応じた経済対策など自治体負担が発生している。さらに地域経済の低迷から地方税の減収、延納等が発生し、厳しい自治体財政に対する大きな影響となっている。

地方創生臨時交付金の効果的な活用を図る観点から、年度繰越や基金への積み立て要件の緩和、自治体財政の健全化に向けた長期的な視点での継続的な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

衆議院議長	大	島	理	森	様
参議院議長	山	東	昭	子	様
内閣総理大臣	菅		義	偉	様
副総理兼財務大臣	麻	生	太	郎	様
総務大臣	武	田	良	太	様
厚生労働大臣	田	村	憲	久	様
経済産業大臣	梶	山	弘	志	様
国土交通大臣	赤	羽	一	嘉	様
内閣官房長官	加	藤	勝	信	様
経済再生担当大臣	西	村	康	稔	様
行政改革担当大臣	河	野	太	郎	様

(ワクチン接種担当)

舞鶴市議会議長 山本 治兵衛